15 森林の適切な管理と林業の活性化について

(財務省、農林水産省)

【内容】

- (1) 地域の森林づくりを主導していく「日本型フォレスター」などの 専門の人材育成について、地域の意見を十分に反映した制度とする こと。
- (2) 森林の持つ公益的機能を十分に発揮していくため、森林の整備・保全を一層促進すること。 また、災害に強い森林づくりに向け、治山事業を積極的に促進すること。
- (3) 林業の低コスト化を進めるため、その基盤となる林道等の林内路網の整備を積極的に促進すること。
- (4) 森林に関する正確な情報を把握するため、森林情報のデータベースの整備・管理に必要な措置を講じること。

(背景)

「日本型フォレスター」制度が平成25年度からスタートすることとなっているが、フォレスターの業務が現行の林業普及指導員の職務と大きく重複することが想定されるため、今後の林業普及指導員及びフォレスターの業務範囲、及び国の財政負担の根拠を明確にするなど、地域の実情を踏まえながら、林業の活性化のために実効性のある制度とする必要がある。

森林の持つ水源涵養や洪水緩和などの公益的機能を十分に発揮していくためには、森林の整備・保全を一層進める必要がある。また、近年、ゲリラ豪雨や台風による山地災害が多発していることから、災害に強い森林づくり及び防災施設の設置が必要である。

林業の収益性向上のためには生産性向上による低コスト化を進めることが必要であり、その基盤となる林内路網の整備が不可欠である。

国が全国的に取り組んでいる森林施業の集約化や計画的な路網の整備による効率的な施業の推進にあたっては、基礎データとなる森林簿、森林計画図の情報更新が必須である。しかし、森林情報の整備・管理に係るシステムは、国、都道府県での互換性がなく、老朽化に伴うシステム更新の必要も生じていることから、全国で統一されたシステムを導入することで、より効率的な森林情報の整備・管理を行う必要がある。

(参考)

1 「森林・林業再生プラン」実行プログラムの主な内容

森林計画制度の見直し

適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備

低コスト化に向けた路網整備等の加速化

担い手となる林業事業体の育成

国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大

フォレスター等の人材育成

2 フォレスターの役割と林業普及指導員の業務

フォレスターの役割	林業普及指導員の業務				
1 市町村森林計画の 策定支援 2 市町村が行う行政 事務の実行支援を通 じ、森林所有者等に 対する指導等	1 試験研究機関との情報交換・技術体系の確立 2 森林所有者等への森林・林業に関する技術・知識の普及指導 3 森林の施業に関する指導 4 森林所有者等の実態・情報の収集整理 5 森林所有者等の組織化 6 行政・林業関係団体等に対する助言・連絡調整 下線は、重複が考えられる業務				

3 本県の山地災害危険地区(平成22年度末現在)

本県には山地災害危険地区が 5,069 箇所あり、そのうち治山ダムなどの設置に着手したものは 3,589 箇所で、 1,480 箇所については未整備である。

4 本県の林内路網整備状況(平成22年度末現在)

森林面積	林内道路延長(km)				林内道路密度(m/ha)	
(ha)	公道	林道	作業道	計	林道	林内道路
206,929	2,360	1,455	925	4,740	7.0	22.9
森林・林業基本計画(林野庁)で定める森林施業のために必要な林内道路密度						50.0